

筑前町告示第 107 号

令和 8 年筑前町告示第 85 号で公告した農業振興地域整備計画の一部を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同条第 4 項において準用する法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案（以下「変更案」という。）を次により縦覧に供する。

当町に住所を有する者は法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 2 項の規定により、変更案について意見書を提出することができる。

変更案に係る農用地域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に町に申し出ることができる。

令和 8 年 9 月 28 日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

1 変更案の縦覧期間

自 令和 8 年 9 月 28 日
至 令和 8 年 10 月 28 日

2 変更案の縦覧場所

筑前町農林商工課

3 変更する土地

別紙のとおり

4 意見の記載内容

(1) 意見書の提出先 筑前町役場農林商工課

(2) 意見書の提出方法

次の事項を記載した書面を作成し、押印して提出すること。

ア 意見を提出する者の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 意見提出に係る農用地利用計画の案

ウ 意見提出の趣旨及び理由

エ 意見提出の年月日

(3) 意見書の提出期限 令和 8 年 11 月 12 日